

えん突ごとに亜硫酸ガスの測定器を設置

市は、市民が住みよい明るい生活を回復するため、維持することが望ましい環境目標値を定めました。現在、それぞれの工場に対する削減計画を作っていますがこのほど昭和47年度における「大気汚染防止に係る指導方針」をまとめました。

指導方針は、大気汚染防止のため各企業に今年度実施してもらおうもので、硫黄酸化物、ばいじん量の規制基準と窒素酸化物の規制などを盛り込んであります。

硫黄酸化物の規制では、①新・増設の

ボイラーは、特別排出規準（K値＝3.5）を適用し、更に現在の排出量（硫黄酸化物量）の増加は認めない。②今年度の10月を目標に重油の硫黄分は、大手が1.7%以下（現在2%以下）、中小企業が2%以下（2.5%以下）とする。③小型ボイラーの新設については、使用燃料を灯油かガス燃料とし、硫黄酸化物の増加を防止する。④ボイラーの施設面積が50平方メートル以上で、燃料使用量が1時間当たり350%以上の工場は、亜硫酸ガス量を測定できる

装置を設置する。なお、測定器設置補助金を予算化したので、1施設50万円程度補助をする。などの項目について決めました。

つぎに、製紙スラツジの処理方法が、恒久的処理として焼却する方向にあり、この焼却によつて発生粉じんを防ぐための指導基準で、ばいじん量の規制は、①排ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上の工場は、ばいじん量を1立方メートル当たり0.1%以下とする。②大型以外のもは、1立方メートル当たり0.2%以下とする。③焼却炉は、集じん装置の設置されていないものは、使用できない。など3項目を定めました。

※K値・硫黄酸化物など有害物質の量、濃度を規制する係数で、この値が小さくなるほど規制が厳しくなる。

コイ 12000尾放流 田宿川 上堀など8河川へ

国の水質汚濁防止法の施行にともなつて、市内の河川環境は日を追うごとに好転し、魚を見かけるほどになりました。なかでも、田宿川や滝川は周辺から良質な湧水が自噴し「水の都」の往時をしのばせるほどになっています。

そこで、田宿川、滝川、小潤井川、上堀、中堀下堀、早川、福泉川の8河川に「コイ」の稚魚（3～5センチ）を約12,000尾放流し、河川監視と市民に川釣りの楽しみを味わつていただきます。放流は8月25日子ども会の協力で行ないましたが、河川の水質検査や放流試験など事前調査を行ないましたので、結果をお知らせします。

河川水質検査は、市公害課が8月8日と11日の2日間、田宿川や滝川、松原川、早川などで採水し、水温やPH（水が酸性であるか、アルカリ性であるかの尺度）DO（水中に溶解している酸素量）を調査しました。この事前調査のかぎりではいずれの河川も魚がせい息できる状態になっていることがわかりました。田宿川（学校橋付近）、滝川（滝川橋付近）、小潤井川（本光寺付近）の3カ所に、8月8日からいけすを設置し、コイ、フナを10尾ずつ入れて試験を行ないました。結果は田宿川と滝川では、豪雨による濁水

の影響などで、数日で死んでしまうなど、テストはあまりいい結果ではありませんでした。しかし小潤井川では、いけすの中に土砂がつまり数尾死滅しましたが、残りは現在まで生きています。

放流したコイの稚魚のせい息、発育状況などは定期的に観察していきます。市民のみなさんも魚が死んだのを見つけたり異常事態を発見したときは、ただちに河川課、社会教育課、または公害課へ連絡してください。なお、工場排水はもちろん家庭雑排水（特に中性洗剤を含むもの）も、魚のせい息に大きな影響をおよぼしますので、排水には十分注意をしてください。



件数 95件
(6月までに1334件)
死者 3人
(6月までに18人)
負傷者 120人
(6月までに678人)



七月の火災件数 交通事故



5件発生
(6月までに44件)
損害額 980万円
(6月までに3884万円)
死者 0 傷者 0
(6月までに死者2人 負傷者5人)